

給食業務委託契約書（案）

兵庫県立むこがわ特別支援学校長 森 川 晃（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の事務（以下「委託事務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 事業名 兵庫県立むこがわ特別支援学校給食業務委託
- 内 容 別紙仕様書のとおり
- 履行場所 兵庫県立むこがわ特別支援学校（西宮市田近野町10番45号）

（処理方法）

第2条 乙は、この契約、別添仕様書及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託事務を履行するものとする。

（委託期間）

第3条 この契約の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、年額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 委託料の支払は、月払い（8月分を除く）で、第1項に定める額の11分の1を月額とする。なお、月額に円未満の端数が生じる場合は、最終月分で精算する。

3 乙は、各月分を翌月の10日までに請求することとし、甲は、乙の適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金 円（契約金額の100分の10以上）を納付しなければならない。ただし、契約保証金と同額以上の履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証券を提出することにより、契約保証金に代えることができる。

（秘密の保持）

第6条 乙は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（経費負担）

第9条 甲は、この契約の履行に要する次の経費を負担するものとする。

- 施設、設備の維持に関する経費
- 給食調理に必要な器具の購入
- 業務に必要な光熱水費

- 2 乙は、この契約の履行に要する次の経費を負担するものとする。
 - (1) 給食調理に必要な衛生管理消耗品（厨房内清掃用具一式を含む。）に要する経費
 - (2) グリストラップ清掃及び害虫駆除等に要する経費
- 3 主食及び副食材料費等に関しては、生徒等の受益者が負担するものとする。
(履行保証人)

第10条 乙は、本契約の履行を保証するため、甲の認める保証人（以下「丙」という。）1名を定めるものとする。

- 2 丙は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業許可を受けたものでなければならない。
- 3 丙は、暴力団等であってはならない。
- 4 丙は、乙において、万一契約履行上不都合があった場合、または労働争議、火災、天変地異、その他の事情により、履行が不可能となった場合には、乙に代わって業務を履行しなければならない。その場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。
- 3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- 4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- 5 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 7 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(内容の変更等)

第12条 甲は、必要に応じて、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(施設、設備の使用及び管理)

第13条 乙は、兵庫県立むこがわ特別支援学校の厨房施設、設備及び器具を使用することができる。

- 2 乙は、前項に定める使用にあたっては、施設、設備の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(調査等)

第14条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

(検査及び引渡し)

第15条 乙は、委託事務が完了したときは、完了報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に、委託事務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、委託事務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を委託事務の完了とみなして前2項の規定を準用する。
- 4 成果物の引渡しは、第2項（第3項において準用する場合を含む。）の甲が合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

(業務責任者の届出等)

第16条 乙は、自己の責任において作業の指揮監督をするため、業務責任者および業務責任代理者（以下「業務責任者等」という。）を定め、あらかじめその氏名、経歴等を書面により甲に届け出なければならない。業務責任者等を変更した場合も同様とする。

2 前項の届け出は、他の調理従事者についても同様とする。

3 甲は、乙の置いた業務責任者等又は調理従事者で、業務の処理および管理につき、著しく不相当であると認められる者があるときには、乙に対して理由を付し、必要な処置を求めることができる。

4 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項についての処置を決め、甲に通知しなければならない。

(衛生管理)

第17条 乙は、常に衛生の保持に努め、管轄の保健所および甲の指示に従うとともに、調理従事者等の健康管理および業務の食品管理に万全を期さなければならない。

(危険負担)

第18条 この契約の履行に際し、生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(給食の中止)

第20条 悪天候等により、学校が休業となった場合および学校行事の都合により、児童・生徒等に給食を提供する必要がなくなった場合は、給食を中止するものとし、中止した回数につき委託料を減額する。

2 前項の給食の中止に伴う委託料の減額は、1回につき 円とし、給食を中止した回数に単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を減額するものとする。

3 減額する委託料は、最終月分の委託料の金額と相殺するものとする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第21条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で委託料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の委託料について計算した額とする。

(解除等)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。

- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第 19 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第 22 条の 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認めたと

き。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないとして認められるとき。

第 22 条の 3 甲は、第 22 条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

2 前 2 条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、第 5 条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 前 2 条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

5 甲は、前 2 条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第 23 条 甲は、第 25 条第 1 号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第 10 条若しくは第 11 条に規定する者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第 24 条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第 25 条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第 26 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

（適正な労働条件の確保）

第 27 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（遅延利息）

第 28 条 乙は、第 21 条第 1 項又は第 22 条の 3 第 2 項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年 3 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(賠償の予約)

第29条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(管轄裁判所)

第30条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第31条 この契約書に定めのない事項については、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 西宮市田近野町10番45号
兵庫県立むこがわ特別支援学校長 森川 晃 印

乙

丙